富士市景観整備推進法人の指定等に関する規則

平成２１年１１月４日
（　　）
規　則　第　５　９　号

（趣旨）

第１条　この規則は、景観法（平成１６年法律第１１０号。以下「法」という。）第５章の規定による景観整備推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第９２条第１項の規定による指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、景観整備推進法人指定申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　推進法人として行おうとする業務（以下「業務」という。）に関する計画書

⑵　定款又は寄附行為

⑶　登記事項証明書

⑷　法人の組織及び沿革を記載した書類

⑸　事業計画書

⑹　収支予算書

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の書類の提出部数は、正本１部及び副本１部とする。

（指定の基準）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

⑴　必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

⑵　業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

（指定）

第４条　市長は、推進法人の指定をしたときは、景観整備推進法人指定通知書（第２号様式）により指定した旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第５条　法第９２条第３項の規定による変更の届出は、景観整備推進法人名称等変更届出書（第３号様式）により行うものとする。

（業務の報告）

第６条　推進法人は、事業年度開始後速やかに、その事業年度の業務に関する計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

２　推進法人は、事業年度終了後速やかに、その事業年度の業務に関する報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、推進法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。